

令和6年度就労準備支援事業 ～あなたの「今」から一歩前へ～

基幹福祉相談センター
☎048(456)6021

「働くために何からはじめればよいかわからない」、「コミュニケーションが苦手」、「生活リズムが乱れがち」、「引きこもりがちで心配」など、就労が不安な人に対して、プログラムに沿って日常生活や社会生活からサポートし、就労に向けていっしょに活動する就労準備支援事業を実施しています。

就労準備支援事業によるプログラムの一例

日常生活のサポート



- 生活リズムの改善
- 日課づくり

社会生活のサポート



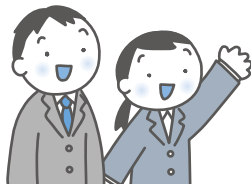
- 就労体験による社会参加
- ワークショップ
- 参加者同士の交流

就労に向けたサポート



- 雇用や労働に関する講座
- パソコンの練習
- ビジスマナー、模擬面接

就労準備支援事業利用者の声



ワークショップや模擬面接、面談など、ほかの人の意見を聞いたり、交流したりすることで価値観が広がりました。

また、就労体験に参加した経験を生かして、就職後の職場では自分から声をかけることができました。

あせらず、ゆっくり、できることを見つけましょう！

就労準備支援事業の利用には一定の要件があります。

まずは、お気軽に基幹福祉相談センターへお問い合わせください。

問合せ 基幹福祉相談センター ☎048(456)6021 ✉ kikan-soudan@shiki-shakyo.or.jp

価格高騰重点支援給付金の申請はお済みですか

共生社会推進課 ☎048(456)5364

令和5年度に価格高騰重点支援給付金(30,000円、70,000円)を受給した世帯は対象外となりますのでご注意ください。

申請期限 5月31日(金) (当日消印有効)

支給額 1世帯につき100,000円 児童1人につき50,000円

対象 令和5年12月1日時点で志木市に住民登録があり、令和5年度の課税状況が次のいずれかを満たす世帯

①世帯全員が住民税均等割のみ課税の世帯

②18歳以下の児童(平成17年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた児童)を扶養していて、住民税均等割のみ課税の世帯

③上記①または②に該当する令和5年1月2日から12月1日までに志木市に転入した人がいる世帯

④令和5年12月2日以降に修正申告などで①または②に該当する世帯

▼申請方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ